

# 日本ボート協会規格艇登録規定

## 第1章総則

- 第1条 この規定は日本ボート協会規格艇登録規定(以下「本規定」と称する。
- 第2条 本規定は社団法人日本ボート協会(以下「日本協会」)が、安全、頑丈、安価でしかも優れた性能を有する競漕艇の開発・普及を目的として制定する。
- 第3条 本規定は日本ボート協会競漕規則第8条第2号に記載される規格艇とその登録に関する規定を定める。

## 第2章規格艇

- 第4条 規格艇とは本規定に則り日本協会登録艇原簿(以下「原簿」)に登録された
1. 艇の種類・型式名
  2. 原簿に登録された型式に基づいて製造された個々の競漕艇とする。
- 第5条 規格艇は細則に定める艇の規格基準値(以下「基準」)を満たさなければならない。
- 第6条 競漕艇を原簿登録申請できるのは、競漕艇の製造・販売業者に限られる。艇製造・販売業者の満たすべき条件は細則に定める。
- 第7条 競漕艇を日本協会登録艇原簿に登録しようとする艇製造・販売業者(以下「申請者」)は日本協会所定の規格艇登録申請書を日本協会に提出する。
- 第8条 日本協会は規格艇登録申請書を受理した場合、日本協会医科学委員会委員と施設委員会委員で構成される艇検定委員会を設置し、当該艇の審査を諮問する。
- 第9条 艇検定委員会委員長(以下「検定委員長」)は医科学委員とする。
- 第10条 艇検定委員会は規格艇登録申請書を受理した日から30日以内に、申請のあった当該艇を細則の基準をもとに書類審査を行う。基準条件を満たすものと判断した場合、規格艇登録申請書を受理した日から60日以内に、申請された型式に基づいて製造された競漕艇の実地検定を施行する。
- 第11条 実地検定の日時、場所は検定委員長が申請者と協議し決定する。
- 第12条 検定委員長は、前条の書類審査と実地検定の結果を日本協会理事会に報告する。
- 第13条 日本協会理事会は前条の報告をもとに当該競漕艇の原簿登録の可否を決定する。可の場合は艇の種類・型式名を原簿に登録する。
- 第14条 検定委員長は申請者に理事会の可否の決定を通知する。可の場合は認証番号を通知する。
- 第15条 申請者は原簿に登録された型式に基づいて製造された個々の競漕艇に認証票を表示する。

第16条 認証票には認証番号、艇の種類、型式名、製品番号、製造年月日、原簿登録日、製造社名が記載される。

第17条 認証票の表示がない艇は規格艇と認められない。

第18条 日本協会は必要に応じ、既登録の規格艇を再検定し、その結果に基づいて登録を抹消することができる。

### 第3章 細則・その他

第19条 本規定で定める艇の規格と登録のための手続きについての細則は別に定める。

第20条 本規定の変更は日本協会理事会の議による。

附則

1. 本規定は平成14年6月1日より施行される。
2. 検定委員の現地検定のための必要経費は申請者が負担する。
3. 日本漕艇協会競漕艇登録規則による規格艇は平成15年9月1日までに製造されたものは、自動的に本規定の規格艇となる。
4. 日本漕艇協会競漕艇登録規則は平成14年5月31日をもって廃止する。

### 日本ボート協会規格艇登録規定細則

第1条 日本ボート協会規格艇登録規定第6条、第15条に基づき申請者の満たすべき条件と規格艇の登録のための手続きについて以下に定める。

第2条 申請者は、日本国内での競漕艇の販売実績が申請時の前年度に年間30艇以上あり、規格艇のみを使用して開催される日本協会主催大会において艇の修理・調整・運搬業務が実施可能なものに限られる。

第3条 規格艇の種類は男子用シングルスカル、男子用ダブルスカル、男子用舵手付フォア・クオドルプル、女子用シングルスカル、女子用ダブルスカル、女子用舵手付クオドルプルの6種類とする。

第4条 規格艇として必要な主要寸法の定義と剛性検定の模式図は別表1に示す。

第5条 規格艇が満たすべき主要寸法と剛性の基準値は別表2に示す。

第6条 申請者は規格艇登録申請書提出時に当該艇設計図と艇販売実績が証明できる書類をあわせて日本協会に提出する。

第7条 競漕艇の現地検定に使用する各種測定器は日本協会が保管し、検定委員長が指定したものが用いられる。

第8条 申請者は指定された日時・場所に検定を申請した艇を同一種目につき5艇用意しなくてはならない。

第9条 検定委員長は第8条に基づいて用意された被検定艇5艇から2艇を抽出して検定計測を実施する。

第10条本規定細則の変更は日本協会理事会の議による。

附則

1．平成19年12月31日までは、大会における艇メンテナンス業務の確実な実施を確保するため、申請者は第2条の条件のほかに競漕艇の製造と販売を日本国内で併行して行い、過去に大会使用艇の納入実績があるものとする。